【国民福祉委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において本委員会に付託された法律案は、本委員会提出１件、内閣提出２件の合計３件（いずれも衆議院継続）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願22種類213件は、いずれも保留とした。

国民福祉

〔法律案の審査〕

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案は、精神薄弱者福祉法等の法律において現在使用されている「精神薄弱」という用語について、知的な発達に係る障害の実態を的確に表していない、あるいは、精神・人格全般を否定するかのような響きがあり障害者に対する差別や偏見を助長しかねないといった問題点が指摘されており、関係団体等から、障害の状態を価値中立的に表現することができる用語に改めるべきであるという意見が表明されていた経緯を踏まえて、障害者に対する国民の理解を深め、もって障害者の福祉の向上に資するため、この「精神薄弱」という用語を「知的障害」に改めようとするものである。なお、本法律案は、第142回国会に本委員会から提出され、衆議院において継続審査となっていた。

委員会においては、全会一致をもって原案どおり可決された。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案は、最近における感染症の発生の状況、医学医術の進歩及び衛生水準の向上、患者等の人権の尊重等の要請、国際交流の進展等を踏まえ、明治30年の制定以来100年が経過した伝染病予防法を抜本的に見直そうというものであり、その内容は、総合的な感染症予防対策の推進を図るため、現行の伝染病予防法、性病予防法及び後天性免疫不全症候群の予防に関する法律を廃止するとともに、措置の対象となる感染症について類型を設けて見直し、感染症予防のための基本指針等の策定、感染症に関する情報の収集及び公表、感染症の類型に応じた健康診断、就業制限及び入院、感染症のまん延を防止するための消毒その他の措置を定め、また、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物について輸入検疫に関する制度を創設しようとするものである。なお、衆議院において、本法律の制定の理念を宣明するため本文に前文を加える等の修正が行われた。

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案は、最近の海外における感染症の発生の状況、国際交流の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、総合的な感染症予防対策を推進する一環として、国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の国内への侵入及びまん延を防止するため、検疫の対象となる疾病並びに隔離及び停留の方法及び手続を見直すとともに、検疫所において感染症に関する情報提供等を行うこととするほか、狂犬病の国内への侵入を防止するための検疫の対象に猫その他の動物を追加する等の措置を講じようとするものである。

両法律案は第142回国会に提出され（いずれも本院先議）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案は修正議決され、検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正す

る法律案は原案どおり可決され、それぞれ衆議院に送付されたが、同院において継続審査となっていた。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、患者の人権が尊重され確保される必要性、国際基準との整合性と国際協調、衆議院修正の趣旨等について質疑が行われ、討論の後、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案は、多数をもって可決され、検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対して、14項目の附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

9月10日、宮下厚生大臣から所信を聴取するとともに、根本政務次官の就任あいさつが行われた。

9月17日、社会保障等に関する調査が行われ、看護職の在り方、薬価制度、戦没者遺族援護施策、介護保険制度、医療提供体制、障害者施策、不妊治療、音楽療法、診療報酬の改定、ホームヘルプサービス事業、福祉専門職の養成等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成10年8月11日（火）（第1回）

○理事を選任した。

○社会保障等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年9月10日（木）（第2回）

○厚生行政の基本施策に関する件について宮下厚生大臣から所信を聴いた。

○平成10年9月17日（木）（第3回）

○**精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案**（第142回国会参第5号）（衆議院送付）を可決した。

（第142回国会参第5号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連
反対会派　なし

○看護職の在り方に関する件、薬価制度に関する件、戦没者遺族援護施策に関する件、介護保険制度に関する件、医療提供体制に関する件、障害者施策に関する件、不妊治療に関する件、音楽療法に関する件、診療報酬の改定に関する件、ホームヘルプサービス事業に関する件、福祉専門職の養成に関する件等について宮下厚生大臣、政府委員、厚生省及び文部省当局に対し質疑を行った。

○平成10年9月24日（木）（第4回）

○**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案**（第142回国会閣法第84号）（衆議院送付）

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第85号）（衆議院送付）

以上両案について宮下厚生大臣から趣旨説明を、**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案**（第142回国会閣法第84号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員長勢甚遠君から説明を聴き、同君、宮下厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行い、**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案**（第142回国会閣法第84号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（第142回国会閣法第84号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由
　　反対会派　共産、二連

（第142回国会閣法第85号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連
　　反対会派　なし

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成10年10月16日（金）（第５回）

○請願第１号外212件を審査した。

○社会保障等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案（第142回国会参第５号）

【要　旨】

現在、精神薄弱者福祉法などの法律において使用されている「精神薄弱」という用語については、知的な発達に係る障害の実態を的確に表していない、あるいは、精神・人格全般を否定するかのような響きがあり障害者に対する差別や偏見を助長しかねないといった問題点が指摘されている。このため、関係団体等からも不適切な用語であるとしてその見直しが強く求められてきており、平成７年12月に策定された障害者プランにおいても、「関係者の意見を踏まえ、見直しを行う。」こととされている。

「精神薄弱」という用語の見直しを行うことにより、知的障害のある人々に対する国民の理解が深まり、障害のあるなしにかかわらず、すべての人が同様に暮らせる社会づくり、すなわちノーマライゼーションの理念の実現のための重要な一歩となり、障害者の福祉が向上するものと期待されている。

本法律案は、このような経緯を踏まえ、関係者の意見を聴取して検討の結果、精神薄弱者福祉法等における「精神薄弱」という用語を改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　精神薄弱者福祉法、障害者基本法等32の法律において用いられている「精神薄弱」という用語を「知的障害」という用語に改める。

2　この法律は、平成11年４月１日から施行する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案(第142回国会閣法第84号)

【要　旨】

本法律案は、最近における感染症の発生の状況、医学医術の進歩及び衛生水準の向上、国民の健康衛生意識の向上、国際交流の進展等を踏まえ、総合的な感染症予防対策の推進を図るために、措置の対象となる感染症について類型を設けて見直し、感染症の発生予防及びまん延防止のための措置を定めるとともに、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物について輸入検疫に関する制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　基本理念

感染症の発生予防及びそのまん延防止のための施策は、感染症の患者等の人権に配慮しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする。

2　国、地方公共団体等の責務

感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと、感染症の患者等の人権の保護に配慮しなければならないこと等を国及び地方公共団体の責務とするとともに、国民、医療関係者及び病院等の開設者等の責務について定める。

3　感染症の範囲及び類型

(1)　感染症とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

(2)　「一類感染症」とは、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病及びラッサ熱を、「二類感染症」とは、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス及びパラチフスを、「三類感染症」とは、腸管出血性大腸菌感染症を、「四類感染症」とは、インフルエンザ、ウイルス性肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、マラリア、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症その他の既に知られている感染性の疾病で、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生省令で定めるものをいう。

(3)　「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病であって、５～８の措置の全部又は一部を準用しなければ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものを、「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

(4)　指定感染症については、公衆衛生審議会の意見を聴いた上で、１年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより５～８の措置の全部又は一部を準用する(新感染症については、９参照)。

4　基本指針、特定感染症予防指針及び予防計画

厚生大臣は感染症の予防の総合的な推進を図るための基本指針及び特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症についての特定感染症予防指針を、都道府県

は感染症の予防のための施策の実施に関する予防計画を定めなければならない。

5　感染症に関する情報の収集及び公表

医師、獣医師及び指定医療機関の管理者について届出義務を定めるとともに、感染症に関する情報の収集、分析及び公表について所要の規定を整備する。

6　健康診断、就業制限及び入院

(1)　一類・二類・三類感染症に関して、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者に対する医師の健康診断の勧告及び当該勧告に従わないときの健康診断の実施、並びに感染症を公衆にまん延させるおそれがあるとして感染症ごとに厚生省令で定める業務への就業制限について定める。

(2)　一類又は二類感染症の患者等に対する感染症指定医療機関への入院の勧告及び当該勧告に従わないときの入院措置について定める。

7　消毒その他の措置

一類・二類・三類感染症の発生予防又はそのまん延防止のための消毒等の措置及び一類感染症のまん延防止のため必要があると認める場合であって、消毒により難いときの、建物への立入の制限、交通の制限（緊急の場合）について定める。

8　医療

都道府県は、６の(2)又は９の(1)の入院に係る患者から申請があったときは、原則として、感染症指定医療機関において受ける医療に要する費用を負担する。

9　新感染症

(1)　都道府県知事は、新感染症のまん延防止のため必要があると認めるときは、厚生大臣と密接な連携を図った上で、健康診断及び入院の措置並びに７の措置の全部又は一部を実施することができる。

(2)　国は、新感染症の固有の病状及びまん延防止のために講ずべき措置を示すことができるようになったときは、公衆衛生審議会の意見を聴いた上で、政令で定めるところにより、１年以内の期間に限り、一類感染症とみなしてこの法律の全部又は一部を適用する措置を講じなければならない。

10　感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置

サルその他の動物のうち政令で定める指定動物であって厚生省令、農林水産省令で定める地域から発送されたもの等の輸入を原則として禁止するとともに、指定動物に係る輸入検疫等の必要な措置を定める。

11　その他

費用負担、罰則その他所要の規定の整備を行う。

12　施行期日等

(1)　この法律は、平成11年４月１日から施行する。ただし、10については、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2)　この法律の規定については、この法律の施行後５年を目途として検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(3)　３の感染症の範囲及びその類型については、少なくとも５年ごとに検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(4)　伝染病予防法、性病予防法及び後天性免疫不全症候群の予防に関する法律は廃止す

る。

なお、本法律案については、第142回国会において参議院で修正が行われたが、今国会において衆議院においても、本文に前文を加える修正並びに感染症の患者等が置かれている状況の認識等に関する事項、感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進体制に関する事項並びに感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項についての修正が行われた。

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案及び検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

本法の施行に当たり、政府は、我が国の感染症政策の基本思想において、本法律をもって過去における社会防衛中心の政策から感染症予防と患者等の人権尊重との両立を基盤とする新しい感染症政策へと転換しようとするものであることを深く認識し、また、国民に対しても教育・啓発を通じて理解を求め、次の施策を実施すべきである。

1　ハンセン病患者やＨＩＶ感染症患者を始めとする感染症患者等に対する差別や偏見が行われた事実等を重く受け止め、また、個別の感染症に対する特別な立法を置くことが患者等に対する差別や偏見につながったとの意見を真摯に受け止め、施策の実施に当たっては、感染症の患者等の人権を十分尊重すること。

2　感染症の新たな分類について、国民や医療関係者の理解が深まるよう、その定義の明確化に努めるとともに、その内容を本委員会に報告すること。また、これらが新たな差別や偏見につながらないよう、特段の配慮を行うこと。

3　健康診断、入院、移送等が、患者等の人権に配慮し、客観的に運用されるよう手続の明確化を図るとともに、これらの手続、退院の請求、審査請求等について、患者等に対して十分な説明が行われるように配慮すること。また、感染症指定医療機関等における通信等の自由を保障するため、必要な措置を講ずること。

4　感染症発生動向調査の体制強化を図り、感染症の発生・拡大の防止のために必要な情報を適時・的確に国民に提供・公開すること。また、感染症情報の収集及び公表に当たっては、個人情報の保護に万全を期すとともに、国民の感染症への過度な不安を引き起こすことがないように十分留意すること。

5　国の各行政機関、地方公共団体を始めとする関係各機関の役割分担を明確にし、緊密な連携を図るとともに、保健所が地域における感染症対策の中核的機関として十分に機能できるよう、その体制強化を図ること。

6　感染症の患者及び感染者に対し、その人権に配慮した良質かつ適切な医療が提供されるよう、医師、看護婦等の医療従事者の教育・研修、感染症専門医の育成等に努めるとともに、感染症指定医療機関について、国立国際医療センターや大学病院の充実・活用を含め、人材・設備の両面から計画的な整備を進めること。

7　安全面に配慮した病原体等安全管理基準のレベル４に対応する施設の在り方についての検討、国立感染症研究所等の機能強化を始めとする感染症の病原体や抗体の検査体制の整備に努めること。また、感染症の治療・予防のための医薬品の開発等の研究を推進するとともに、必要に応じ拡大治験の活用を図ること。

8　性感染症及びＨＩＶ感染症の予防について、特定感染症予防指針において総合的な対応を図るとともに、これらの患者・感染者に対する医療・施策が更に充実するよう努め

ること。

9　新感染症の発生や特定の感染症の集団発生に対して、直ちに専門家からなるプロジェクトチームが結成できるよう、感染症に対する危機管理体制の確立を図ること。また、新感染症については、国の責任において、積極的な対策を講ずること。

10　医療機関、老人福祉施設等における院内感染防止対策を強力に進めること。

11　必要なワクチンや予防接種に関する適切な情報を国民に提供・公開し、予防接種に対する国民の理解を深めることにより、接種率の向上に引き続き努力すること。

12　地球規模化する感染症問題に対応し、日本における感染症対策の水準の向上を図るため、海外の感染症研究機関との知見の交換や海外研修の充実を含め、感染症に関する国際協力を一層推進すること。

13　検疫については、国内の感染症予防対策と連携のとれた一元的な運用に努めるとともに、感染症発生の状況・段階に応じて的確に対応できるよう、検疫所の機能強化を図ること。

14　世界保健機関その他国際機関等により新たな基準等が定められた場合は、必要に応じ、それとの整合を図るため速やかに適切な対応を行うこと。

右決議する。

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第85号）

【要　旨】

本法律案は、最近の海外における感染症の発生の状況、国際交流の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、総合的な感染症予防対策を推進する一環として、国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の国内への侵入及びまん延を防止するため、検疫の対象となる疾病並びに隔離及び停留の方法及び手続を見直すとともに、検疫所において感染症に関する情報提供等を行うこととするほか、狂犬病の国内への侵入を防止するための検疫の対象に猫その他の動物を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　検疫法の一部改正関係

(1)　検疫感染症に関する事項

①　検疫感染症を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症予防・医療法」という。）に規定する一類感染症、コレラ及び黄熱とする。

②　一類感染症若しくはコレラの疑似症を呈している者又は一類感染症の病原体を保有しており、かつ、当該感染症の症状を呈していない者については、それぞれの感染症の患者とみなして、検疫法を適用する。

(2)　検疫感染症の患者に関する隔離及び停留に関する事項

①　隔離の対象を一類感染症又はコレラの患者に改めるとともに、隔離の方法及び場所を改める。

②　停留は、外国に一類感染症が発生し、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認める場合に、一類感染症に感染したおそれのある者を対象として行うこととし、停留の方法、場所及び期間を改める。

③　隔離及び停留に係る解除及び審査請求に関する規定を整備する。

(3) 検疫所長の行う衛生業務に関する事項

① 検疫所長は、出入国しようとする者の求めに応じ、感染症予防・医療法に規定する二類感染症、三類感染症及び四類感染症で検疫感染症以外の感染症のうち政令で定めるものに関する診察等を行うことができる。

② 検疫所長は、出入国しようとする者に対し、検疫感染症の外国における発生の状況等について情報の提供を行わなければならない。また、そのための情報の収集、整理及び分析に努めなければならない。

(4) 新感染症に関する事項

感染症予防・医療法に規定する新感染症のうち政令で定めるものについては、政令で1年以内の期間を限り、検疫法第2章及び第4章の規定を準用し、それ以外のものについては、検疫所長が厚生大臣の指示に従い、当該感染症を一類感染症とみなして検疫を行うことができる。

(5) その他

罰則規定その他所要の規定の整備等を行う。

2 狂犬病予防法の一部改正関係

(1) 輸出入検疫に関する事項

輸出入検疫の対象に猫その他の政令で定める動物を追加する。

(2) 狂犬病発生時の措置に関する事項

狂犬病発生時の措置のうち届出義務、隔離義務、殺害禁止、死体の引渡及び病性鑑定のための措置に関する規定を猫その他の政令で定める動物に適用する。

(3) その他

罰則規定その他所要の規定の整備等を行う。

3 施行期日等

(1) この法律は、一部を除き、平成11年4月1日から施行する。

(2) この法律に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行う。

【附 帯 決 議】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案（第142回国会閣法第84号）と同一内容の附帯決議が行われている。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

※は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議決議
142／84	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案	参※	10. 3.11	10. 9.17	10. 9.24 可決 附帯決議	10. 9.25 可決	10. 7.30 厚生	10. 9.16 修正 附帯決議	10. 9.17 修正
			○第142回国会参本会議趣旨説明　衆本会議趣旨説明　衆継続						
142／85	検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案	〃※	3.11	9.17	9.24 可決 附帯決議	9.25 可決	7.30 厚生	9.16 可決 附帯決議	9.17 可決
			○第142回国会参本会議趣旨説明　衆本会議趣旨説明　衆継続						

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への受領月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
142／5	精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案	国民福祉委員長 山本　正和君 (10. 5.26)		10. 9.10	10. 9.10	10. 9.17 可決	10. 9.18 可決	10. 7.30 厚生	10. 9. 9 可決	10. 9.10 可決